

公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領

1. 公認スノーボード指導者検定規程第9条に基づき、公認スノーボード指導員検定及び公認スノーボード準指導員検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。
2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

I スノーボード指導員検定

3. スノーボード指導員検定の検定基準及び実施方法

スノーボード指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- ミドルターン（急斜面）
- ショートターン（急斜面）
- フリーラン（急斜面）

(指導種目)

- ミドルターン（中斜面）
- ショートターン（中斜面）
- スイッチミドルターン（中斜面）

(2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。

(3) 採点基準・合否判定方法

- ① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値（小数一位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。
- ② 実技テストは、1種目当たり100ポイントとし、6種目の評価の合計が480ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が480ポイント以上であっても、6種目中5種目が80ポイント以上でなければならない。
- ③ 理論テストは、100点満点とし、60%以上を合格とする。
- ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

(4) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間とし、加盟団体が実施する。
 - 基礎理論4時間（集合講習3時間、自主学習1時間）
 - 指導実習2時間（集合講習1時間、自主学習1時間）
 - 実技実習12時間（集合講習8時間、自主学習4時間）
- ② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スノーボード技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。
- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ

先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。

- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

Ⅱ スノーボード準指導員検定

4. スノーボード準指導員検定の検定基準及び実施方法

スノーボード準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

- (1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- ミドルターン（中急斜面）
- ショートターン（中急斜面）
- フリーラン（中急斜面）

(指導種目)

- ミドルターン（緩中斜面）
- スイッチミドルターン（緩中斜面）
- トラバース～スピン（緩中斜面）

- (2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。

- (3) 採点基準・合否判定方法

- ① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ポイントは、少数点第1位を四捨五入する。
- ② 実技テストは、1種目当たり100ポイントとし、6種目の評価の合計が450ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が450ポイント以上であっても、6種目中5種目が75ポイント以上でなければならない。
- ③ 理論テストは、100点満点とし、60%以上を合格とする。
- ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

- (4) 養成講習

- ① 養成講習は、集合講習12時間、自主学習6時間とし、加盟団体が実施する。
 - 基礎理論4時間（集合講習3時間、自主学習1時間）
 - 指導実習2時間（集合講習1時間、自主学習1時間）
 - 実技実習12時間（集合講習8時間、自主学習4時間）
- ② 養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スノーボード技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。
- ③ 養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。
- ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。

5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月 5日	制定
平成12年 9月 20日	改正
平成14年 6月 28日	改正
平成15年 6月 27日	改正
平成21年 9月 18日	改正
平成23年 9月 20日	改正
平成29年 7月 15日	改正
平成30年12月 13日	改正
令和 2年11月 6日	改正
令和 4年 7月 5日	改正
令和 5年 7月 5日	改正
令和 8年 3月 30日	改正